

県内社会福祉法人 理事長 様

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 事務局長  
(公印省略)

**「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」  
の推進及び参画のご案内について**

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、改正社会福祉法が平成29年度から本格施行され、社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」を実施することが社会福祉法第24条に明文化されました。今回の法改正は、元来、社会福祉法人が有する高い公益性・非営利性・専門性に鑑み、既存の制度の対象とならない課題や他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応することを通じて、より地域社会に貢献することを期待されたものです。

この法改正を踏まえ、本会では、県内の社会福祉法人（施設経営法人）が「地域における公益的な取組」を推進できるよう、「制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト」を第5次県社協活動計画（H29～H33年度）の重点事業に位置づけ、それぞれの取組を促進・支援していきたいと考えています。

本プロジェクトの推進にあたり、平成29年7月14日に推進委員会を発足し、県内全ての社会福祉法人（施設経営法人）あてに本プロジェクトへの参画についてご案内をさせていただいたところです。

つきましては、社会福祉法人の使命として求められている「公益性」を共に考え、地域住民や関係機関に対して社会福祉法人の存在意義を「見える化」するために、本プロジェクトへのご参画についてご検討いただきますよう、あらためてご案内いたします。

記

1 添付書類

- (1) 「協働プロジェクト」 ご案内チラシ
- (2) 「協働プロジェクト」 推進委員会設置要綱
- (3) 「協働プロジェクト」 参画申込法人一覧（平成29年11月9日時点）
- (4) 「地域における公益的な活動モデル事業」 実施法人一覧

## 2 参画申込みについて

- 「協働プロジェクト」推進委員会設置要綱に添付の「参画申込書(様式1)」に必要事項を記入し、下記5あてにご提出ください。(※郵送願います。)
- 参画申込みは通年(随時)でお受けしていますが、平成29年12月下旬に平成29年度分の年会費(負担金)納入を依頼させていただきたく、平成29年度内の参画申込みは下記期日までをお願いいたします。
- 提出期日：平成29年12月21日(木)

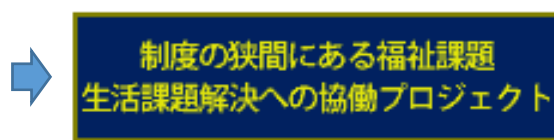
※(注)既に参画申込みをいただいている法人は、あらためての手続きは必要ありません。

## 3 第1回小委員会準備会の開催について

- 既に「地域における公益的な取組」を実際に推進されている法人の取組事例を学ぶとともに、今後、本プロジェクトで具体的に取り組む事業内容を検討するために、小委員会準備会を開催します。是非ご参加ください。
- (1) 期日 平成29年12月21日(木) 13:30~16:00  
(2) 場所 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階ホールB  
(別添：開催案内同封)

## 4 協働プロジェクトホームページについて

- 協働プロジェクトの概要・取組状況等は本会ホームページにも掲載していますので、あわせてご覧ください。【<http://www.wakayamakenshakyō.or.jp>】



※トップページから上記バナーをクリック

## 5 お問い合わせ先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会  
総務・資金部 地域連携班(担当：榎本・河野)  
〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階  
電話 073-435-5224 FAX073-435-5226  
E-mail [enomoto@wakayamakenshakyō.or.jp](mailto:enomoto@wakayamakenshakyō.or.jp)

以上